

特別管理産業廃棄物処理計画書

2023年6月21日

福井県知事 殿

提出者

住所 〒913-0038
坂井市三国町米納津49字浜割156番3氏名 山南合成化学株式会社
代表取締役 松田 修

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0776-82-1060

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称 山南合成化学株式会社 福井工場

事業場の所在地 坂井市三国町米納津49字浜割156番3

計画期間 2023年4月1日～2024年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

①事業の種類 E16 (化学工業)

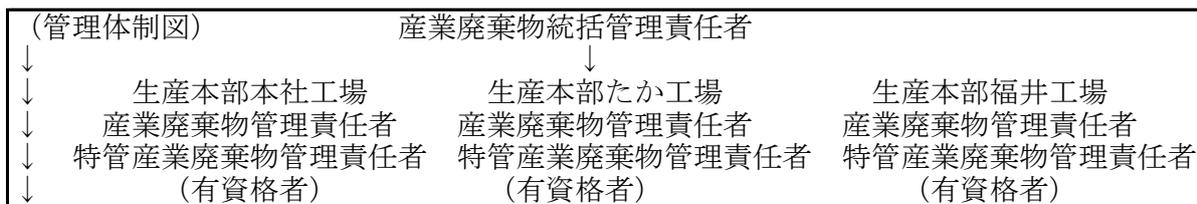
②事業の規模 2022年度 製造品販売額 29.6億円 (全社)

③従業員数 福井工場 27名 (全社86名)

④特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程 ポリマー生産設備洗浄液 (引火性廃油) ⇒委託処理 (焼却) ・再生利用 ・助燃材への販売

(第2面)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項



特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	196.6 t	t
	(これまでに実施した取組) ①利材化の推進⇒助燃材としての販売経路の確立 ②品質異常品の削減⇒教育等による不適合品の削減 ③原材料の期限管理に伴う在庫調整⇒システムによる期限管理による原料の在庫削減 ④洗浄溶剤の種別削減⇒洗浄溶剤品種の1本化 ⑤洗浄溶剤のリサイクル化⇒再生利用による削減		
②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	排出量	180 t	t
	(今後実施する予定の取組) 第1工場の量産、試作による製造ロス、第2工場の量産化による廃棄物の発生等により増加傾向にあるが、下記取組みを継続的に実施し廃棄物の削減に努める。また社内で新たに出来ることを検討していく。 ①利材化の推進⇒利材販売先の追加・蒸留による再生品の使用 ②品質異常品の削減⇒教育計画を立て作業でのヒューマンエラー削減 ③廃棄原料の削減⇒原料の使用期限切れや無駄にならない生産計画の立案		

特別管理産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組) ①種類は現状「引火性廃油」のみ
②計画	(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類および分別に関する取組) ①今後も種別は「引火性廃油」が主で計画 ②別品種発生時は都度対応

自ら行う特別管理産業廃棄物の再生利用に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	(これまでに実施した取組)	
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら再生利用を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	(今後実施する予定の取組)	

自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項

①現状	【前年度（ 年度）実績】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量した特別管理産業廃棄物の量	t t
(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】	
	特別管理産業廃棄物の種類	
	自ら熱回収を行う特別管理産業廃棄物の量	t t
	自ら中間処理により減量する特別管理産業廃棄物の量	t t
(今後実施する予定の取組)		

②計画	【目標】		
	特別管理産業廃棄物の種類	引火性廃油	
	全処理委託量	180 t	t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	180 t	t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	t
(今後実施する予定の取組)			
電子情報処理組織の 使用に関する事項	【前年度（2022年度）実績】		
	特別管理産業廃棄物 排 出 量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)		196.6 t
(今後実施する予定の取組)			
2019年4月1日より全て電子マニフェストで対応継続			
※事務処理欄			

備考

- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標および取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量および認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組等（情報処理センターへの登録が困難な場合として廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の4に該当するときは、その旨および理由を含む。）について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。